

監 査 第 53 号

令和 4 年 8 月 16 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣 田 正 文

同 谷 口 周 司

同 小 林 博 次

令和 3 年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により令和 3 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月25日から令和4年8月8日まで

3 審査の方法

この資金不足比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手续により審査した限りにおいて、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計名	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業	—	—	20.0
市立四日市病院事業	—	—	
下水道事業	—	—	
食肉センター食肉市場特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	

(注) 1 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 経営健全化基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各会計の資金不足比率について

全ての会計において、引き続き、資金不足額は発生していない。

(3) 意 見

令和3年度の資金不足比率は、全ての会計において資金剰余の状況であり、いずれも経営健全化基準を下回っており、経営の健全性は高い水準を保持していると認められる。